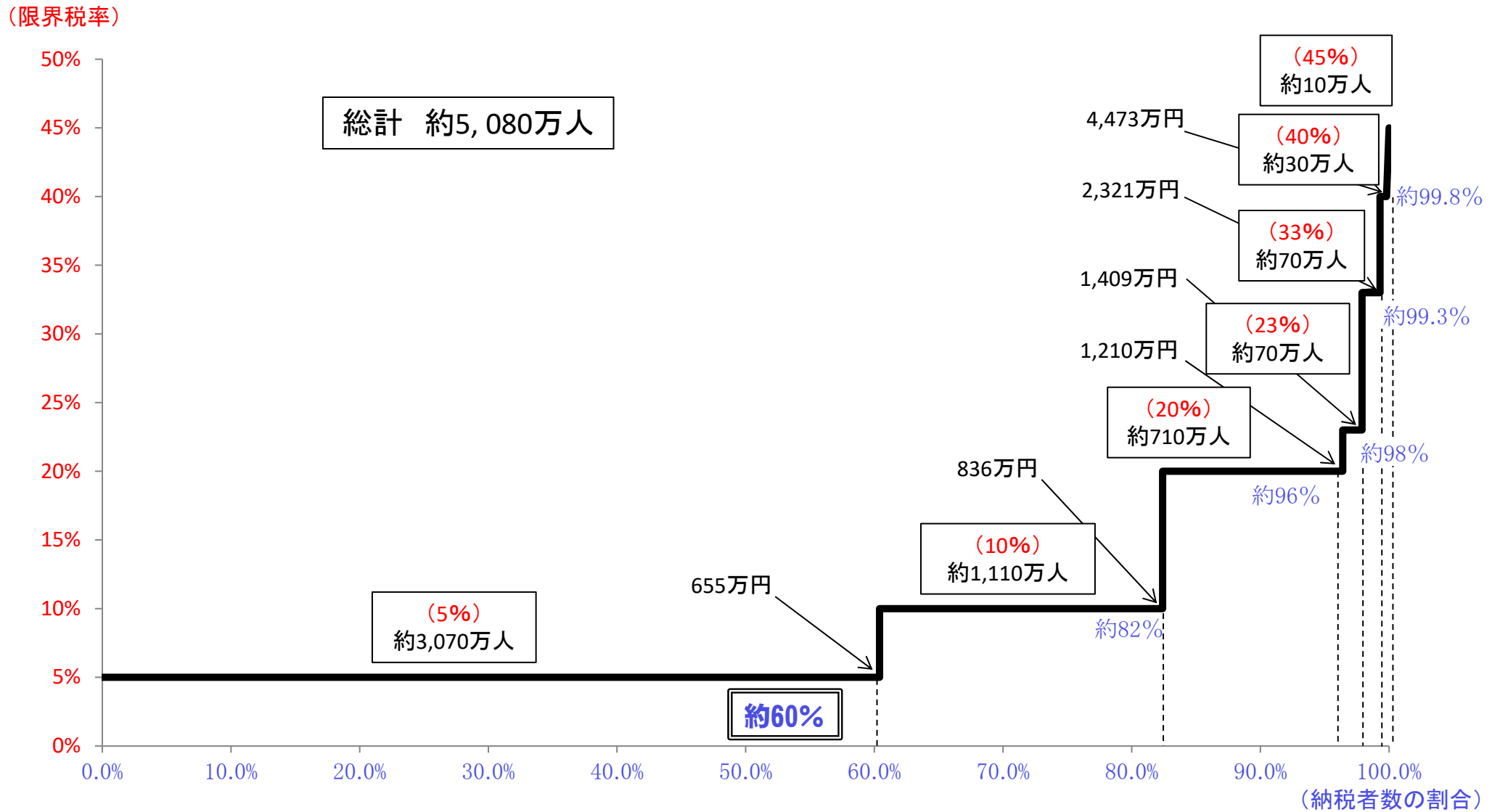


# 納税者の分布(所得税の限界税率ブラケット別)



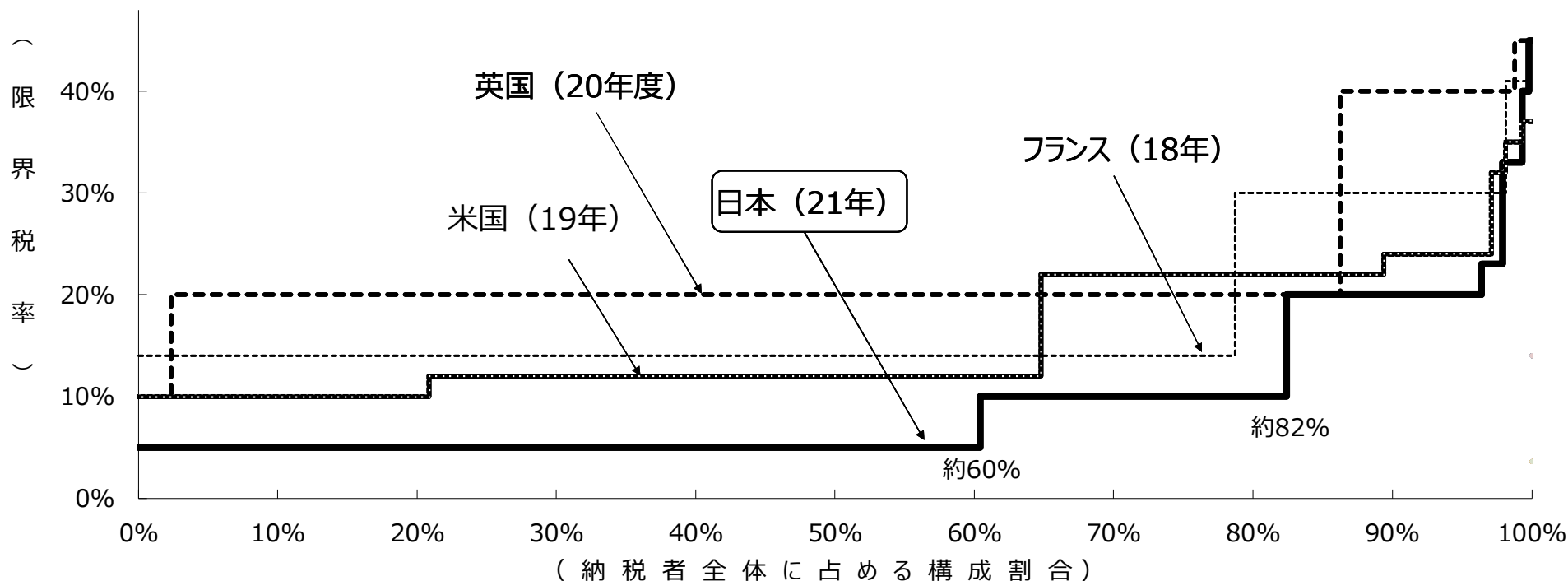
(注1) 令和3年度予算ベースの推計値である。

(注2) 矢印の金額は、夫婦子2人(片働き)の給与所得者で子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族に該当する場合の給与収入金額である。

# 主要国における所得税の限界税率ブラケット別納税者（又は申告書）数割合の国際比較

(2022年1月現在)

我が国の所得税の納税者においては、最低税率（5%）が適用される納税者が約6割を占め、8割強の納税者が適用税率10%以下。

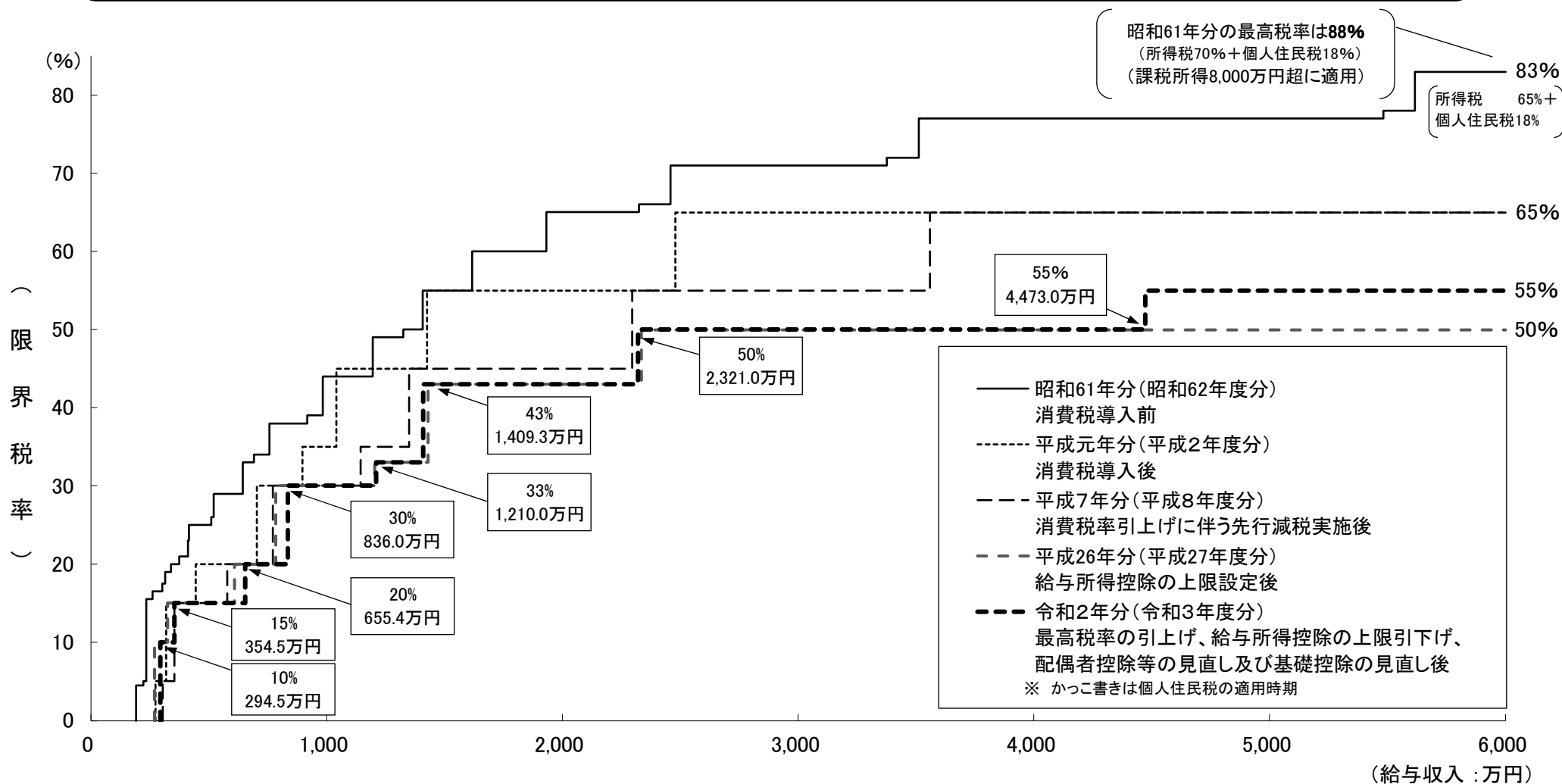


限界税率		0%超～10%以下	10%超～20%以下	20%超
日	本（21年）	82%	14%	4%
米	国（19年）	21%	44%	35%
英	国（20年度）	2%	84%	14%
フ	ラ ン ス（18年）	0%	79%	21%

- (注1) 日本のデータは、令和3年度予算ベースの推計値である。
- (注2) 諸外国のデータは各国の税務統計に基づいて作成。
- (注3) 各国の税率構造について、表中の課税期間においては、日本は7段階（5・10・20・23・33・40・45%）、米国は7段階（10・12・22・24・32・35・37%）、英国は3段階（20・40・45%）、フランスは5段階（0・14・30・41・45%）である。なお、2020年1月以降、フランスはブラケット内の税を改正し、5段階（0・11・30・41・45%）となっている。
- (注4) 米国は個人単位と夫婦単位課税の選択制であり、フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。このため、ここでは申告書数の割合を掲げている。
- (注5) 英国では、限界税率「0%超～10%以下」に含まれるものとして「給与所得等がなく配当所得に7.5%の税率が課されている者」が存在するが、英国政府の税務統計の整理上、「給与所得等がなく、利子所得に対して20%の税率が課されている者」と合わせた人数のみ公表されており、上表の「0%超～10%以下」には後者も含んだ割合を記載している。
- (注6) ドイツは課税所得に応じて税率が連続的に変化するため、ブラケット別納税者数割合は不明。
- (注7) 構成割合については、端数処理の関係で、合計値が一致しないことがある。

## 所得税・個人住民税の限界税率(夫婦子2人(片働き)の給与所得者)

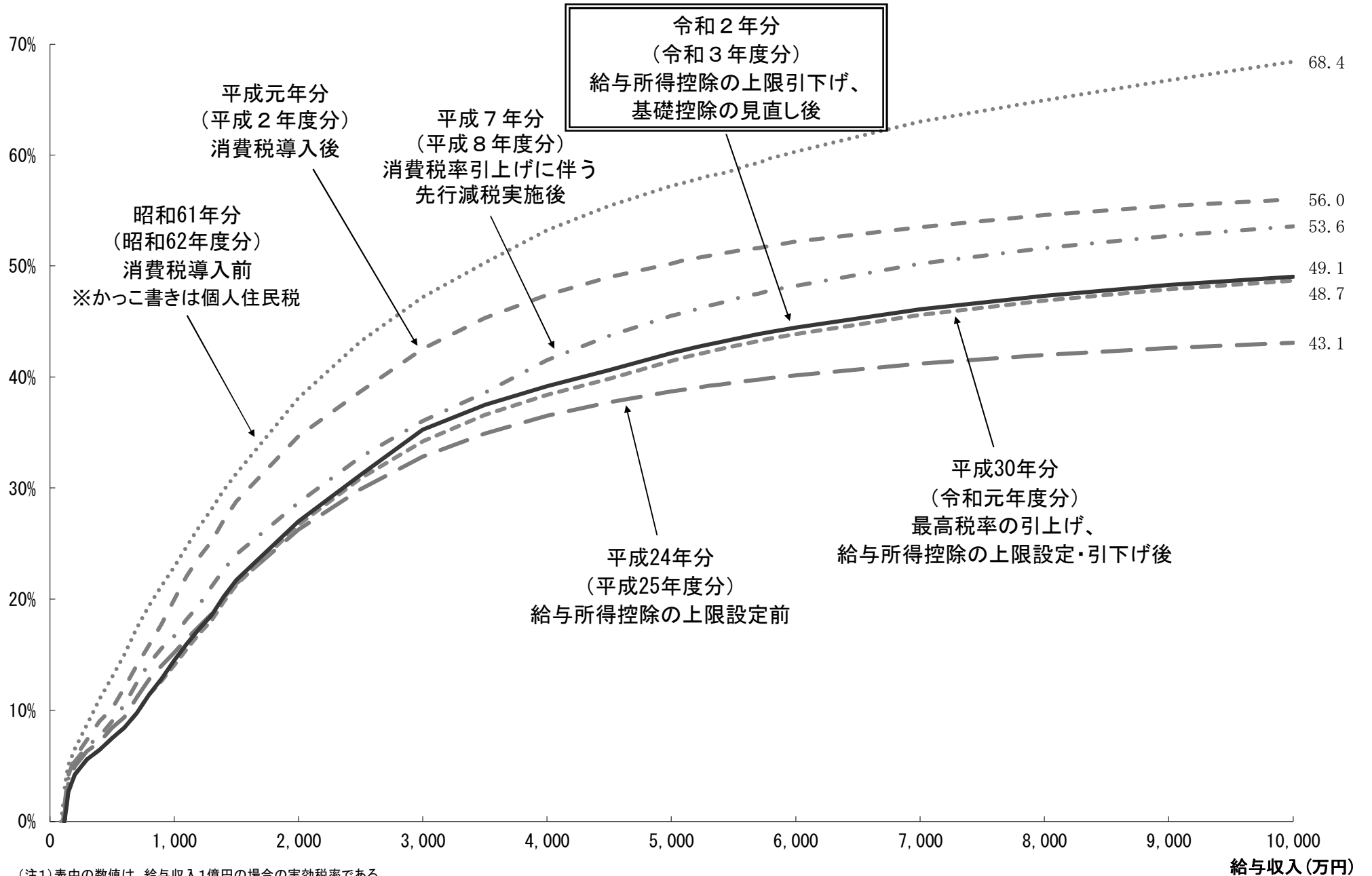
○ 個人所得課税の税率構造については、所得水準の上昇や所得分布の平準化が見られる中で、中堅所得者層の負担累増感を解消する等の観点から、消費税導入時の抜本改革以降、大幅に累進性が緩和されてきた。



(注1) 子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族に該当するものとして計算している。

(注2) 社会保険料控除額のモデル計算式を平成27年に改訂しており、それぞれの限界税率に対応する給与収入の計算においては、その改訂後のモデル計算式を用いている。

# 個人所得課税の実効税率の推移(単身の給与所得者)



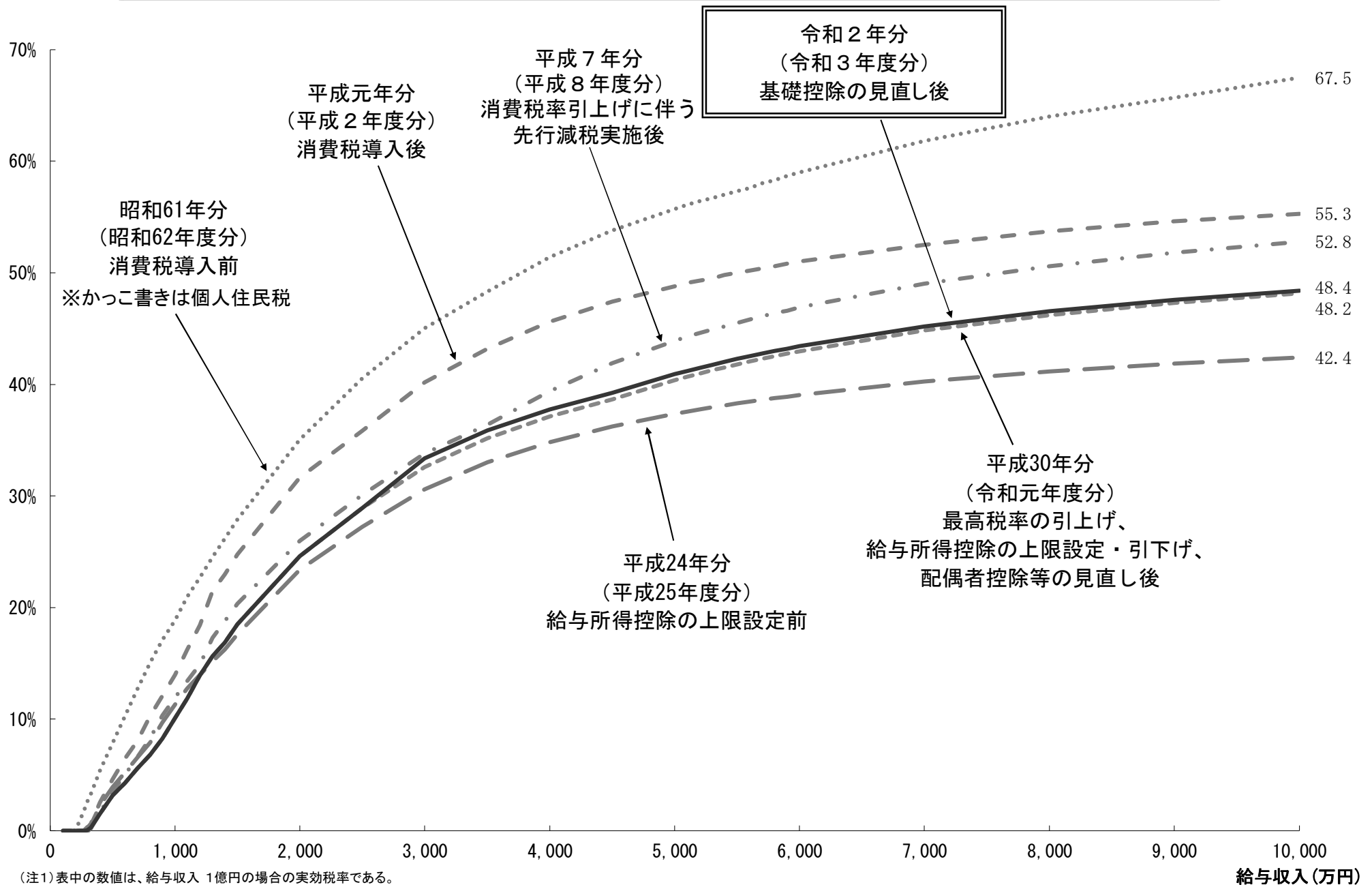
(注1) 表中の数値は、給与収入1億円の場合の実効税率である。

(注2) 平成7年(平成8年度)分は特別減税前の実効税率である。

(注3) 平成30年(令和元年度)分以降は復興特別所得税(基準所得税額の2.1%)を加味して計算している。

(注4) 社会保険料控除額のモデル計算式を平成27年に改訂しており、平成30年(令和元年度)分以降の実効税率の計算においては、その改訂後のモデル計算式を用いている。

# 個人所得課税の実効税率の推移(夫婦子2人(片働き)の給与所得者)



(注1) 表中の数値は、給与収入 1億円の場合の実効税率である。

(注2) 子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族に該当するものとして計算している。

(注3) 平成7年(平成8年度)分は特別減税前の実効税率である。

(注4) 平成30年(令和元年度)分以降は復興特別所得税(基準所得税額の2.1%)を加味して計算している。

(注5) 社会保険料控除額のモデル計算式を平成27年に改訂しており、平成30年(令和元年度)分以降の実効税率の計算においては、その改訂後のモデル計算式を用いている。

給与収入(万円)

## 主要国における給与収入階級別の個人所得課税負担額の国際比較

(2022年1月現在)  
(単位：万円)

給与収入	区分	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
500万円	単身	37.4	61.7	61.3	74.8	78.4
	夫婦のみ	30.2	34.1	57.4	28.7	47.7
	夫婦子1人	24.5	9.3	57.4	28.7	47.7
	夫婦子2人	15.8	8.7	57.4	28.7	47.7
700万円	単身	68.2	105.2	101.3	137.3	144.9
	夫婦のみ	57.3	69.3	97.4	76.0	91.0
	夫婦子1人	50.1	42.1	97.4	76.0	80.4
	夫婦子2人	39.2	35.7	97.4	76.0	69.7
1,000万円	単身	144.9	189.1	206.5	252.5	241.8
	夫婦のみ	133.8	123.3	206.5	156.8	162.8
	夫婦子1人	118.2	96.0	206.5	156.8	142.1
	夫婦子2人	100.9	89.6	206.5	156.8	134.1
3,000万円	単身	1,058.2	879.6	1,118.4	1,145.4	1,132.7
	夫婦のみ	1,058.2	674.9	1,118.4	1,011.8	931.4
	夫婦子1人	1,031.8	650.2	1,118.4	997.6	910.6
	夫婦子2人	1,001.6	643.8	1,118.4	983.4	889.9
4,000万円	単身	1,566.6	1,298.1	1,568.4	1,596.7	1,647.3
	夫婦のみ	1,566.6	978.9	1,568.4	1,454.8	1,408.9
	夫婦子1人	1,540.2	954.1	1,568.4	1,440.7	1,388.0
	夫婦子2人	1,510.0	947.7	1,568.4	1,426.5	1,367.3
5,000万円	単身	2,107.9	1,716.6	2,018.4	2,071.5	2,161.9
	夫婦のみ	2,107.9	1,353.6	2,018.4	1,897.9	1,892.9
	夫婦子1人	2,078.7	1,351.1	2,018.4	1,883.8	1,872.1
	夫婦子2人	2,045.3	1,344.6	2,018.4	1,869.6	1,851.4

(注1) 個人所得課税には、所得税（日本については復興特別所得税を含む。）及び個人住民税等（ドイツについては連帯付加税を含む。フランスについては社会保障関連諸税を含む。）が含まれる。

(注2) 比較のためのモデルケースとして夫婦子1人の場合は子が就学中の16歳、夫婦子2人の場合は第1子が就学中の19歳、第2子が就学中の16歳として計算している。

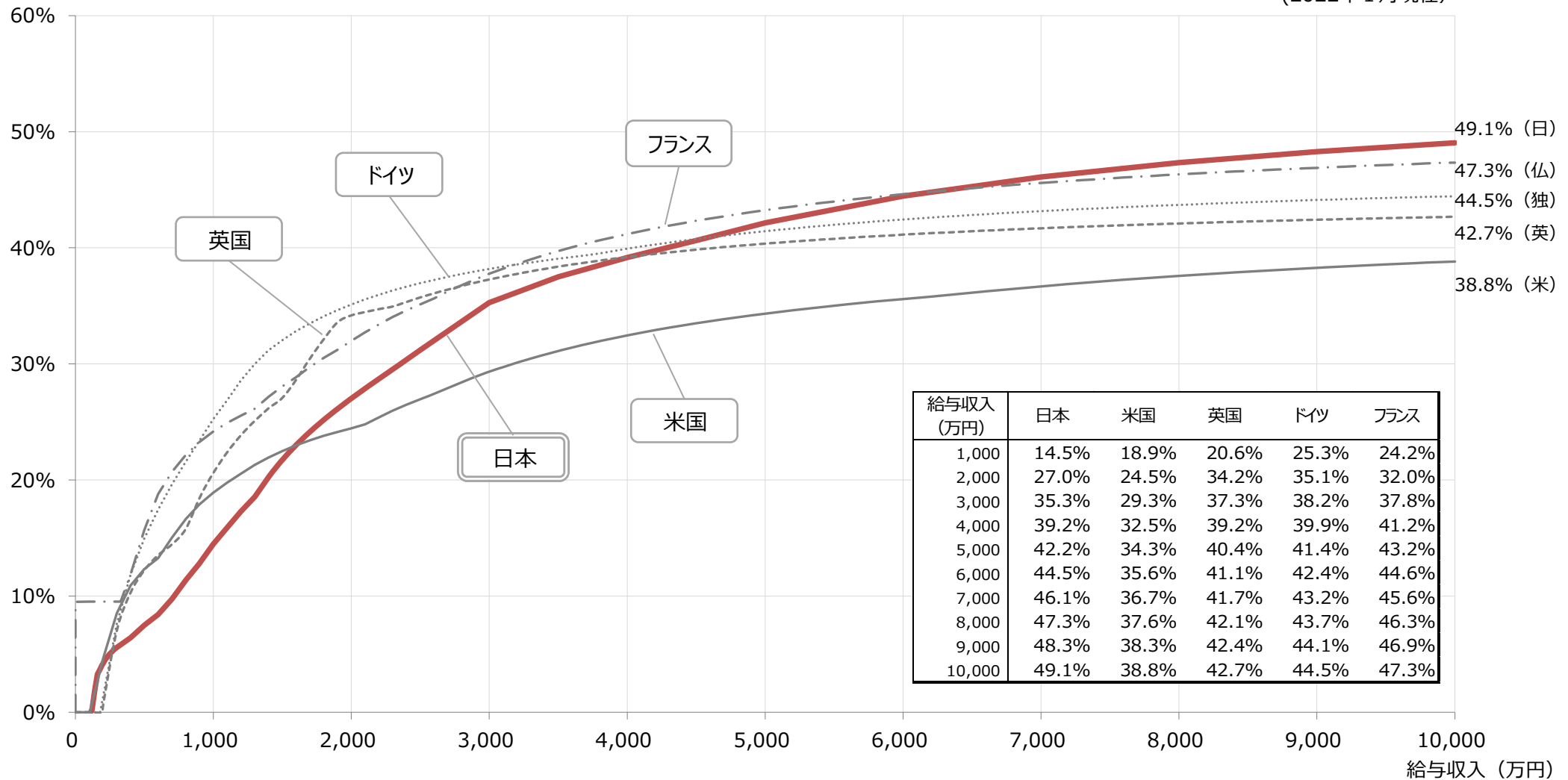
(注3) 日本の個人住民税は所得割のみである。米国の個人住民税の例としては、ニューヨーク州の個人所得税を採用している。

(注4) 本資料においては、統一的な国際比較を行う観点から、諸外国の税法に記載されている様々な所得控除や税額控除のうち、一定の家族構成や給与所得を前提として実際の税額計算において一般的に適用されているもののみを考慮して、個人所得課税負担額を計算している。そのため、英国の勤労税額控除（全額給付）等は計算に含めていない。

(備考) 邦貨換算レート：1ドル=114円、1ポンド=154円、1ユーロ=130円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和4年（2022年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。

# 主要国における個人所得課税の実効税率の国際比較（単身の給与所得者）

(2022年1月現在)



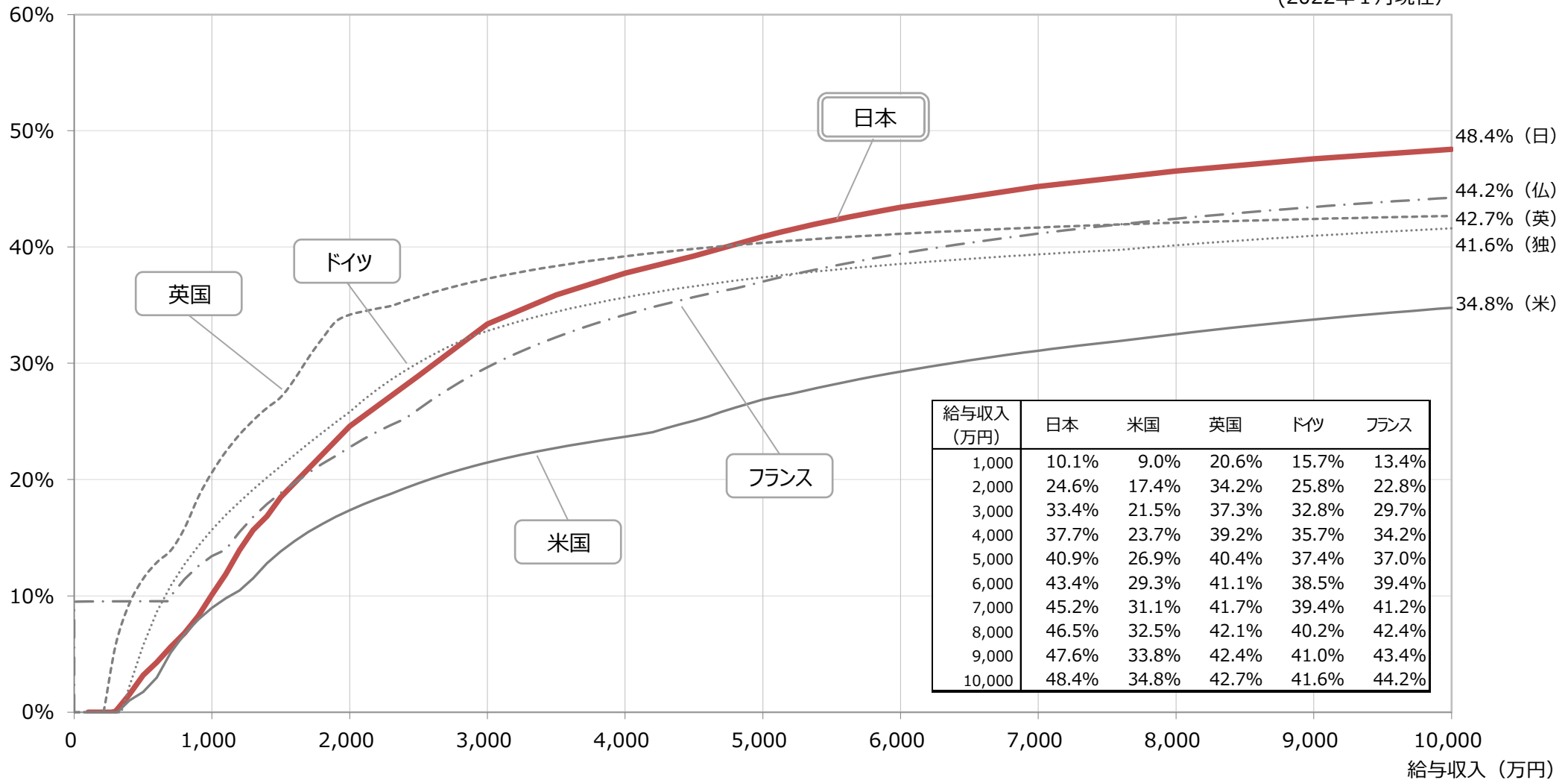
(注1) 表中の数値は各国の実効税率である。なお、端数は四捨五入している。

(注2) 日本については所得税、個人住民税（所得割）及び復興特別所得税が含まれる。米国については連邦所得税及びニューヨーク州所得税が含まれる。なお、別途地方政府（郡・市等）により所得税が課せられるが、本資料においてはこれを加味していない。ドイツについては所得税及び連帯付加税（所得税額の0～5.5%）が含まれる。フランスについては所得税及び社会保障関連諸税（9.7%）が含まれる。各国において負担率を計算するにあたっては、様々な所得控除や税額控除のうち、一般的に適用されているもののみを考慮して計算しているため、米国の勤労税額控除、英国の勤労税額控除（全額給付措置）等の措置は考慮していない。

(備考) 邦貨換算レート：1ドル=114円、1ポンド=154円、1ユーロ=130円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和4年(2022年)1月中適用）。

# 主要国における個人所得課税の実効税率の国際比較（夫婦子2人（片働き）の給与所得者）

(2022年1月現在)



(注1) 比較のため、モデルケースとして第1子が就学中の19歳、第2子が就学中の16歳として計算している。

(注2) 表中の数値は各国の実効税率である。なお、端数は四捨五入している。

(注3) 日本については所得税、個人住民税（所得割）及び復興特別所得税が含まれる。米国については連邦所得税及びニューヨーク州所得税が含まれる。なお、別途地方政府（郡・市等）により所得税が課せられるが、本資料においてはこれを加味していない。ドイツについては所得税及び連帯付加税（所得税額の0～5.5%）が含まれる。フランスについては所得税及び社会保障関連諸税（9.7%）が含まれる。各国において負担率を計算するにあたっては、様々な所得控除や税額控除のうち、一般的に適用されているもののみを考慮して計算しているため、米国の勤労税額控除、英国の勤労税額控除（全額給付措置）等の措置は考慮していない。

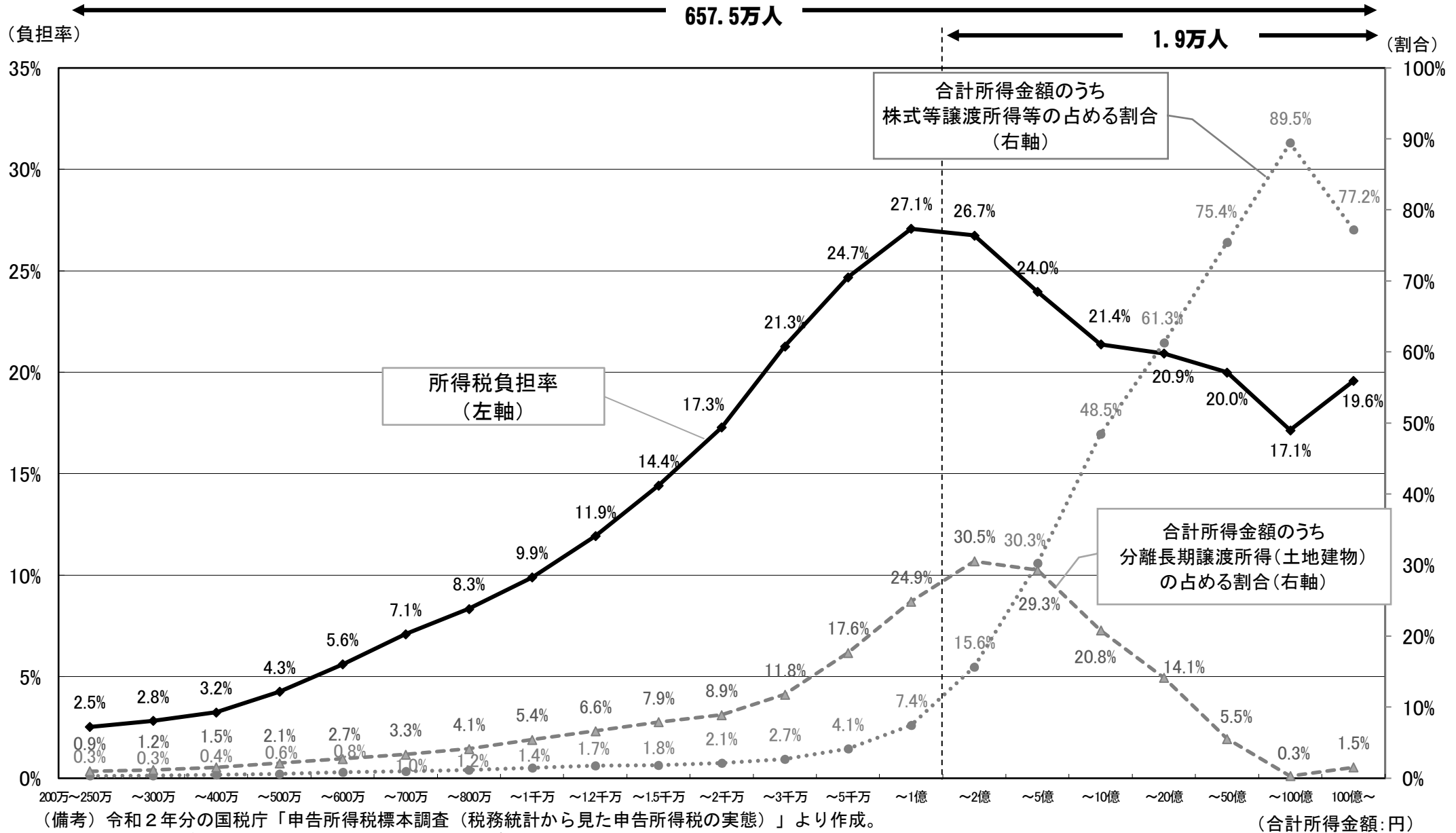
(備考) 邦貨換算レート：1ドル=114円、1ポンド=154円、1ユーロ=130円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和4年(2022年)1月中適用）。



## 4. 所得税(分離課税分も含む) の負担状況

# 申告納税者の所得税負担率

令和2年分



(備考) 令和2年分の国税庁「申告所得税標本調査(税務統計から見た申告所得税の実態)」より作成。

(注) 所得金額があっても申告納税額のない者(例えば還付申告書を提出した者)は含まれていない。  
また、源泉分離課税の所得や申告不要を選択した所得も含まれていない。

(合計所得金額:円)